

資料1

事務事業調整報告資料

平成16年7月  
鹿児島地区合併協議会

(様式5)

## 事務事業調整報告資料

協定項目名	事務事業名	鹿児吉田桜島喜入松元郡山					区分	経過	具体的な調整内容
		鹿児	吉田	桜島	喜入	松元			
(21) 建設関係事業(公の施設) 【建設専門部会】	1 公園							B	5町の公園については、現地調査を実施し、公園施設、境界杭などの確認を行い、合併時に鹿児島市の公園として引き継ぐものとする。 都市公園の管理運営については、鹿児島市公園条例により行うものとする。 また、都市計画区域外に位置する桜島町の2公園(城山自然恐竜公園、クロマツ親水公園)の管理運営については、その設置及び管理に関する条例を制定し行うものとする。
(21) 建設関係事業(公の施設) 【建設専門部会】	2 市営及び町営住宅 〔公営住宅〕							B	5町の公営住宅の管理運営については、募集方法、入居手続方法、住宅使用料の決定方法等、鹿児島市の公営住宅の制度に統合するものとする。
	2 市営及び町営住宅 〔特定公共賃貸住宅〕		x		x	x	x	B	桜島町の特定公共賃貸住宅の管理運営については、募集方法、入居手続方法、住宅使用料の決定方法等、鹿児島市の特定公共賃貸住宅の制度に統合するものとする。
	2 市営及び町営住宅 〔若者いきいき住宅〕	x	x		x	x	x	B	桜島町の若者いきいき住宅の管理運営については、募集方法、入居手続方法、住宅使用料の決定方法等、鹿児島市の公営住宅の制度に準じて取り扱うものとする。ただし、公営住宅法に基づく、官公署等への収入状況の請求等に関する規定は除く。
(22) 消防関係事業 【消防専門部会】	6 消防水利整備事務事業							B	新たに設置する消火栓の設置場所の決定については、水道局と消防局が相互に連携して行い、消火栓の設置、維持等については水道局が行う。 また、鹿児島市と5町は消火栓の接続部の規格が異なっているため、合併時までに必要な接続金具を整備する。
(34) 姉妹都市等、国際・国内交流事業 【総務専門部会】	3 兄弟都市等との交流(国内)			x		x	x	C	全国吉田町交流事業及び喜入町と沖縄県与那城町の交流については、各町協議の結果、交流の目的はほぼ達成されたとして終了することで合意しており、それぞれの盟約関係は合併する前日限りで効力を失うものとする。

(様式5)

## 事務事業調整報告資料

協定項目名	事務事業名	鹿 吉 桜 喜 松					区分	経過	具体的な調整内容
		鹿	吉	桜	喜	松			
(36) 防災・防犯関係事業 【市民専門部会】	2 本岳消防コミュニティセンター	x	x	x	x	x	B		本岳消防コミュニティセンターについては、合併後は避難施設として管理運営する。
(37) コミュニティ関係事業 【市民専門部会】	8 集会所(自治公民館)用地の貸付			x			B		吉田町、喜入町及び松元町の無償貸付分については、現行どおり無償貸付とする。 松元町の有償貸付分については、17年度から鹿児島市の算定方式により貸付料を算定する。
(38) 住民サービス窓口業務 【市民専門部会】	4 自動交付機の設置	x		x	x	x	A		税証明の種類等については、合併時から所得額証明及び課税額証明とし、証明発行年度は、現年度分のみとする。
(14) 地方税の取扱い 【総務専門部会】	1 個人市(町)民税 ・個人市(町)民税の均等 割税率								個人市(町)民税の均等割税率については、「市町村の合併の特例に関する法律」第10条第1項に規定する不均一課税を実施することとしていたが、地方税法の改正に伴い、平成16年4月1日から1市5町間で同額となったことにより、不均一課税は実施しない。
(40) まちづくり推進組織の取扱い 【企画専門部会】									別紙「事務事業調整報告附属資料」のとおり

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針で経過措置を講じた場合に 印を表示。